

総務省の臨時・非常勤職員統計調査は、2005年と2008年の2回行われている。

2005年調査は、職種別・自治体階層別の臨時・非常勤職員の人数のみが把握され、同年4月1日現在、45万5840人であったと公表されている。同時点の常勤地方公務員数は304万2122人であるから、約15%となる。

第1表 地方公務員 臨時・非常勤職員数 (2005.4.1)

職種	都道府県	政令指定都市	市町村等	合計	構成比
一般事務職員	27,711	9,562	75,042	112,315	24.6%
技術職員	2,911	476	3,760	7,147	1.6%
医師	4,090	1,450	4,415	9,955	2.2%
医療技術員	1,812	438	4,966	7,216	1.6%
看護師等	4,417	1,342	15,553	21,312	4.7%
保育士等	1,538	4,808	73,234	79,580	17.5%
給食調理員	1,900	1,639	31,774	35,313	7.7%
技能労務職員	10,565	6,030	41,331	57,926	12.7%
教員・講師	27,532	2,768	16,230	46,530	10.2%
その他	17,375	6,603	54,568	78,546	17.2%
合計	99,851	35,116	320,873	455,840	100.0%

2008年の調査は人数把握に加え、任用根拠、活用理由、主な職種の任用期間、再度任用の状況、勤務時間の状況、報酬・費用弁償等の状況などが調査されている。

同調査では、2008年4月1日現在、臨時・非常勤職員数は全自治体で49万9302人としている。2005年より4万3462人増加し、同時点の常勤地方公務員数は289万9378人であるから、約17%とその割合も拡大させている。

職種別では、一般事務職員が11万9810人（24%）で最も多く、続いて、保育士等が8万9563人（17.9%）、教員・講師が5万7327人（11.5%）、技能労務職5万4018人（10.8%）、給食調理員3万7305人（7.5%）と続いている。

第2表は、2008年調査を基礎に2005年調査との増減を計算したものである。2005年調査との対比で、最も増加しているのは教員・講師で1万797人、次が保育士等で9983人、一般事務職員が7495人となっている。

第2表 地方公務員 臨時・非常勤職員数（2008.4.1）と対2005比増減

職種	都道府県	対2005増減	指定都市	対2005増減	市町村等	対2005増減	合計	対2005増減	構成比
一般事務職員	26,167	-1,544	11,202	1,640	82,441	7,399	119,810	7,495	24.0%
技術職員	2,759	-152	894	418	3,735	-25	7,388	241	1.5%
医師	3,420	-670	1,245	-205	4,670	255	9,335	-620	1.9%
医療技術員	1,945	133	798	360	5,894	928	8,637	1,421	1.7%
看護師等	4,468	51	1,340	-2	17,669	2,116	23,477	2,165	4.7%
保育士等	1,755	217	5,950	1,142	81,858	8,624	89,563	9,983	17.9%
給食調理員	1,793	-107	2,811	1,172	32,701	927	37,305	1,992	7.5%
技能労務職員	8,935	-1,630	5,448	-582	39,635	-1,696	54,018	-3,908	10.8%
教員・講師	32,430	4,898	3,459	691	21,438	5,208	57,327	10,797	11.5%
その他	19,578	2,203	8,385	1,782	64,479	9,911	92,442	13,896	18.5%
合計	103,250	3,399	41,532	6,416	354,520	33,647	499,302	43,462	100.0%

臨時・非常勤職員の増加の背景には、常勤職員の定員削減と人件費抑制があり、臨時・非常勤職員への置き換えが進められたのではないかと推察される。それを検証する目的で作成したのが第3表から第5表である。

2005年4月現在で、常勤職員数と臨時・非常勤職員数を対比すると、常勤職員数3,042,122：臨時・非常勤職員数455,840、87：13である。全体で最も非正規比率が高いのは、市町村の保育士で42.6%、続いて市町村の給食調理員で41.2%、市町村の教員・講師が35.1%という順である。

第3表 正規職員・非正規職員比率 2005.4.1

職種	都道府県				指定都市				市町村				全国計			
	職員数		構成比率		職員数		構成比率		職員数		構成比率		職員数		構成比率	
	非正規	常勤	非正規	常勤	非正規	常勤	非正規	常勤	非正規	常勤	非正規	常勤	非正規	常勤	非正規	常勤
一般事務職員	27,711	231,312	10.7	89.3	9,562	73,022	11.6	88.4	75,042	525,253	12.5	87.5	112,315	829,587	11.9	88.1
技術職員	2,911	123,478	2.3	97.7	476	31,702	1.5	98.5	3,760	96,985	3.7	96.3	7,147	252,165	2.8	97.2
医師	4,090	10,462	28.1	71.9	1,450	2,700	34.9	65.1	4,415	15,641	22.0	78.0	9,955	28,803	25.7	74.3
医療技術員	1,812	25,025	6.8	93.2	438	4,703	8.5	91.5	4,966	28,768	14.7	85.3	7,216	58,496	11.0	89.0
看護師等	4,417	55,401	7.4	92.6	1,342	16,422	7.6	92.4	15,553	111,265	12.3	87.7	21,312	183,088	10.4	89.6
保育士等	1,538	7,872	16.3	83.7	4,808	12,757	27.4	72.6	73,234	98,784	42.6	57.4	79,580	119,413	40.0	60.0
給食調理員	1,900	3,651	34.2	65.8	1,639	8,271	16.5	83.5	31,774	45,269	41.2	58.8	35,313	57,191	38.2	61.8
技能労務職員	10,565	38,692	21.4	78.6	6,030	49,007	11.0	89.0	41,331	93,949	30.6	69.4	57,926	181,648	24.2	75.8
教員・講師	27,532	836,724	3.2	96.8	2,768	10,400	21.0	79.0	16,230	29,963	35.1	64.9	46,530	877,087	5.0	95.0
その他	17,375	277,011	5.9	94.1	6,603	31,159	17.5	82.5	54,568	145,677	27.3	72.7	78,546	453,847	14.8	85.2
合計	99,851	1,609,628	5.8	94.2	35,116	240,213	12.8	87.2	320,873	1,192,281	21.2	78.8	455,840	3,042,122	13.0	87.0

2008年4月1日現在になると、全体で常勤職員2,899,378：臨時・非常勤職員499,302、85.3：14.7となる。非正規比率が高いのは、やはり市町村保育士48.0、市町村の給食調理員47.7、市町村の教員・講師が43.9である。

第4表 正規職員・非正規職員比率 2008.4.1

職種	都道府県				指定都市				市町村				全国計			
	職員数		構成比率		職員数		構成比率		職員数		構成比率		職員数		構成比率	
	非正規	常勤	非正規	常勤	非正規	常勤	非正規	常勤	非正規	常勤	非正規	常勤	非正規	常勤	非正規	常勤
一般事務職員	26,167	220,896	10.6	89.4	11,202	76,926	12.7	87.3	82,441	485,263	14.5	85.5	119,810	783,085	13.3	86.7
技術職員	2,759	114,313	2.4	97.6	894	32,657	2.7	97.3	3,735	89,752	4.0	96.0	7,388	236,722	3.0	97.0
医師	3,420	9,250	27.0	73.0	1,245	2,573	32.6	67.4	4,670	14,510	24.3	75.7	9,335	26,333	26.2	73.8
医療技術員	1,945	21,170	8.4	91.6	798	4,860	14.1	85.9	5,894	28,553	17.1	82.9	8,637	54,583	13.7	86.3
看護師等	4,468	49,653	8.3	91.7	1,340	16,989	7.3	92.7	17,669	108,328	14.0	86.0	23,477	174,970	11.8	88.2
保育士等	1,755	6,971	20.1	79.9	5,950	13,330	30.9	69.1	81,858	88,535	48.0	52.0	89,563	108,836	45.1	54.9
給食調理員	1,793	2,674	40.1	59.9	2,811	7,598	27.0	73.0	32,701	35,869	47.7	52.3	37,305	46,141	44.7	55.3
技能労務職員	8,935	30,389	22.7	77.3	5,448	42,961	11.3	88.7	39,635	74,659	34.7	65.3	54,018	148,009	26.7	73.3
教員・講師	32,430	822,756	3.8	96.2	3,459	10,028	25.6	74.4	21,438	27,400	43.9	56.1	57,327	860,184	6.2	93.8
その他	19,578	282,683	6.5	93.5	8,385	34,545	19.5	80.5	64,479	142,815	31.1	68.9	92,442	460,043	16.7	83.3
合計	103,250	1,560,755	6.2	93.8	41,532	242,528	14.6	85.4	354,520	1,096,095	24.4	75.6	499,302	2,899,378	14.7	85.3

第5表は、常勤職員の削減と臨時・非常勤職員の増加を置き換え率として、算出したもの。2005年から2007年にかけて、常勤職員は9万826人減少し、ほぼ同期間に臨時・非常勤職員は4万3462人増加した。人員上では、全体で約半数が臨時・非常勤職員に置き換わった計算になる。常勤職員と臨時・非常勤職員の増減員を職種ごとに対比させてみると、保育士等は、臨時・非常勤職員で完全にカバー、教員・講師もほぼカバーされている。なお、給食調理員と技能労務職員は、この期間に常勤職員が1割以上減少しているにもかかわらず、臨時・非常勤職員の著しい増加は認められず、技能労務職員に関しては臨時・非常勤職員も減少している。この職種に関しては民間委託等が進展したものと推察される。常勤職員では、唯一、「その他」が増員しているが、これは同期間で警察官約6000人、消防吏員約1000人の増員が影響している。

第5表 常勤職員から臨時・非常勤職員への置き換え

職種	常勤職員数				臨時・非常勤職員数	置換率
	2005年4月	2008年4月	増減数	減少率	対05年増減数	
一般事務職員	829,587	783,085	-46,502	5.6%	7,495	16.1%
技術職員	252,165	236,722	-15,443	6.1%	241	1.6%
医師	28,803	26,333	-2,470	8.6%	-620	-25.1%
医療技術員	58,496	54,583	-3,913	6.7%	1,421	36.3%
看護師等	183,088	174,970	-8,118	4.4%	2,165	26.7%
保育士等	120,210	108,836	-11,374	9.5%	9,983	87.8%
給食調理員	57,191	46,141	-11,050	19.3%	1,992	18.0%
技能労務職員	181,648	148,009	-33,639	18.5%	-3,908	-11.6%
教員・講師	877,087	860,184	-16,903	1.9%	10,797	63.9%
その他	453,847	460,043	6,196	-1.4%	13,896	-224.3%
合計	3,042,122	2,899,378	-142,744	4.7%	43,462	30.4%

「臨時・非常勤職員に関する調査結果（平成20年4月1日現在）」では、事務補助職員の報酬額と勤務時間の状況について、自治体階層別・任用根拠別に紹介している。これらを基礎に52週を単純に乗じて年収換算額を求めたのが、第6表の「事務補助職員の報酬等の状況 時給平均額と年収換算額」である。年収換算で200万円を超えるのは市町村の特別職非常勤職員である事務補助職員（同調査では2万5125人と紹介）のみで、これを除く約9万5000人の事務補助職員の多数は、年収200万円以下であることがわかる。おそらく他の職種についても同様の傾向だろう。地方公務員の非常勤の職員には地方自治法203条の2の定めにより諸手当は支給できないとされている。したがって、交通費などの費用弁償を除けば報酬が自治体から支給される総額だとみなされる。週30時間以上働いていれば他の賃金労働に供すべき時間はあまりない。年収200万円以下の収入で単収世帯であればやはり生活は厳しい。

一般市の常勤の一般行政職地方公務員の平均給料月額は、34万8279円（2007年4月1日現在）。これを臨時・非常勤職員の平均週勤務時間（約30時間）にあわせて4分の3にして12月を乗じると、313万4511円となる。臨時・非常勤職員の年収はこの6割にしかない。

第6表 2008年調査 事務補助職員の報酬等の状況 時給平均額と年収換算

		時給平均額(A)	平均週勤務時間(B)	年収換算額 (A×B×52週)
都道府県	特別職非常勤	1,102	30.9	1,770,694
	一般職非常勤	946	32.5	1,598,740
	臨時職員非常勤	815	39.5	1,674,010
政令市	特別職非常勤	1,259	30.4	1,990,227
	一般職非常勤	841	34	1,486,888
	臨時職員非常勤	845	36.9	1,621,386
市町村	特別職非常勤	1,168	33.4	2,028,582
	一般職非常勤	950	34.4	1,699,360
	臨時職員非常勤	808	37.3	1,567,197

非常勤職員には、諸手当が支給されていないという事情を考慮して、正規・非正規の格差について、次に考えてみよう。
ある自治体に勤務する男性の正規職員たる地方公務員を思い浮かべてみたい。

年齢は35歳、役所に入って13年で係長、配偶者と幼稚園の子どもが1人の3人家族だとしよう。彼の年間給与を人事院の示すモデル給与を参考にして算出すると、毎月の給料が26万7700円、東京であれば地域手当4万8909円、配偶者が扶養親族であれば子どもの扶養手当とあわせ1万9500円、合計336,109円が支給される。年収を算出するには、年2回（6月と12月）の期末勤勉手当も含めなければならない。これが年間4.15月分で、年間給与は542万8160円と算出される。この他、残業すれば超過勤務手当、もちろん通勤手当も支給される。

もし彼が非常勤職員だとしたら給料は報酬として支給されるが、その金額は月額17万~18万円ぐらいだろう。非常勤職員として13年継続して勤務していても、その金額は変わらない。1年ごとの更新のため「昇給」がないからだ。そして扶養親族がいても扶養手当は支給されず、地域手当もなく、さらには期末勤勉手当も支給されていない。したがって、年間支給額は200万円に満たず、同じ条件で働く正規職員と350万円以上の格差となる。

これほどの格差が生じるのは、一義的には報酬が低く抑制されているからだが、期末勤勉手当をはじめとする諸手当が支給されていないことも要素としては大きい。

通勤費が支給される者でさえ、全国では全体の非常勤職員の半数に満たない。